(2)固定資産税·都市計画税

■固定資産税 ■都市計画税

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
固定資産税 決	1, 141, 338	1, 077, 557	1, 085, 991	1, 109, 802	1, 078, 445	1, 095, 085	1, 108, 271
都市計画税 決	104, 533	96, 814	99, 023	100, 948	94, 632	94, 170	94, 609

(単位:千円)

1. 固定資産税のあらまし

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在、町内に土地、家屋、償却資産を所有している人が 納める税金です。

1. 納税義務者

固定資産税を納める人は、原則として、固定資産の所有者で固定資産課税台帳に登録されている 人です。

具体的には次のとおりです。

- (1)土地:土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
- (2)家屋:家屋登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
- (3)償却資産:償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

ただし、所有者として登記(登録)されている人が賦課期日前に死亡している場合や農地法により国が買収した農地、土地区画整理事業による仮換地等については、その土地、家屋を現に所有している人が納税義務者になります。

2. 課税客体

土地、家屋及び償却資産が固定資産税の対象となります。

- (1)土地:田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地
- (2)家屋:住家、店舗、工場、倉庫その他の建物など、屋根及び周壁によって一定の空間を持つ 土地に定着した建造物
- (3)償却資産:土地及び家屋以外の事業に用いることができる機械、器具、備品等の資産(鉱業権、漁業権などの無形減価償却資産は除く。)で、その減価償却額が法人税法等の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの

3. 課税標準

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、町長がその価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。

(1)土地及び家屋の課税標準

土地と家屋については、原則として基準年度(3年ごと)に評価替えを行い、賦課期日現在 の価格を固定資産課税台帳に登録します。第二年度及び第三年度は、新たな評価替えを行わな いで、基準年度の価格をそのまま据え置きます。

(2)償却資産の課税標準

1月1日現在の償却資産の状況について、その所有者からの申告に基づき、毎年評価し、その価格を決定して償却資産課税台帳に登録します。

4. 税額算定

課税標準額×税率=固定資産税額となります。

(1)課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、住宅用

地のように課税標準の特例措置が適用される場合や土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

ア. 土地:前年度課税標準額×負担水準による負担調整率

負担水準とは、その年度の評価額に対する前年度課税標準額の占める割合で、これにより 負担調整率が決定します。小規模住宅用地、その他の住宅用地については、評価額にそれぞ れの特例率(小規模住宅用地1/6・その他の住宅用地1/3)を乗じて算出します。

イ. 家屋:再建築価格×経年減点補正率

評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点においてその場所に新築するものと した場合に必要とされる建築費(再建築価格)を求め、家屋の建築後の年数の経過によって 生ずる損耗の状況による減価率(経年減点補正率)を乗じて算出します。

在来分家屋の評価額は、基準年度ごとに、新築家屋の評価と同様に求めますが、その価額が前年度の価額を超える場合は、通常、前年度の価額に据え置かれます。

ウ. 償却資産:取得価額×(1-減価率)

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価され、定率法によって減価償却した残存価格が課税標準額となります。

(2)税率

固定資産税の税率は、町の条例で100分の1.4としています。

市町村が税率を定める場合に、通常よるべきものとされている税率は、100分の1.4(標準税率)です。しかし、市町村で財政上特に必要があるときは、標準税率とは異なる税率を定めることができます。

(3)免税点

町の区域内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に 満たない場合には、固定資産税は課税されません。

ア. 土 地: 30万円

イ. 家屋: 20万円

ウ. 償却資産:150万円

2. 都市計画税のあらまし

都市計画税は、道路、公園、上下水道などを整備する都市計画事業又は土地区画整理事業を行う市町村において、その事業にあてるために、目的税として課税されるものです。

1. 課税客体

都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋が都市 計画税の対象となります。

2. 納税義務者

都市計画税を納める人は、課税の対象となる土地及び家屋の所有者です。

3. 課税標準額

土地、家屋とも固定資産税と同様の方法で求めます。住宅用地に係る課税標準の特例率については、小規模住宅用地で1/3、その他の住宅用地で2/3となります。

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税はかかりません。

4. 税率

税率は、100分の0.3を上限として、市町村の条例で定めることとされており、当町では、 100分の0.2としています。

課税標準額×税率=都市計画税額となります。

5. 納税の方法

固定資産税とあわせて納めることになっています。

※ 宅地の税負担の調整措置について

税負担の調整措置については、平成9年度から、地域や土地によりばらつきのある負担水準 (評価額に対する前年度課税標準額の割合)を課税の公平の観点から均衡化させることを重視し た税負担の調整措置が講じられ、負担水準の高い土地は税負担を引き下げまたは据え置き、負担 水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めて いく仕組みが導入されました。

これまで、負担水準の均衡化・適正化に取り組んできた結果、ある程度、負担水準の均衡化が 進展しつつありますが、依然として地域や土地によってばらつきが残っています。同じ評価額で あれば同じ税負担となるのが本来の姿です。

こうした点を踏まえ、平成 24 年度から平成 26 年度までの税負担の調整措置については、これまでの制度を継続し、負担水準の均衡化をより一層促進する措置を講じることとしています。

1. 土地に係る固定資産税の負担調整措置

(1) 宅地等

商業地等

ア 負担水準が70%を超える土地については、当該年度の評価額の70%を課税標準額とします。

- イ 負担水準が60%以上70%以下の土地については、前年度課税標準額を据え置きます。
- ウ 負担水準が 60%未満の土地については、前年度課税標準額に当該年度の評価額の 5%を加えた額を課税標準額とします。

ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とします。

② 住宅用地

ア 負担水準が90%以上の土地については、前年度課税標準額を据え置きます。

イ 負担水準が90%未満の土地については、前年度課税標準額に当該年度の評価額に住宅用地特例率(1/6 または1/3)を乗じて得た額の5%を加えた額を課税標準額とします。

ただし、当該額が、評価額の90%を上回る場合には90%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とします。

住宅用地特例については、現行制度から変更ありません。

- (注)住宅用地の据置特例は平成 24 年度及び 25 年度に限った経過的措置であり、平成 26 年度からは据置特例はなくなります。
- (2) 農地 (一般農地および一般市街化区域農地)

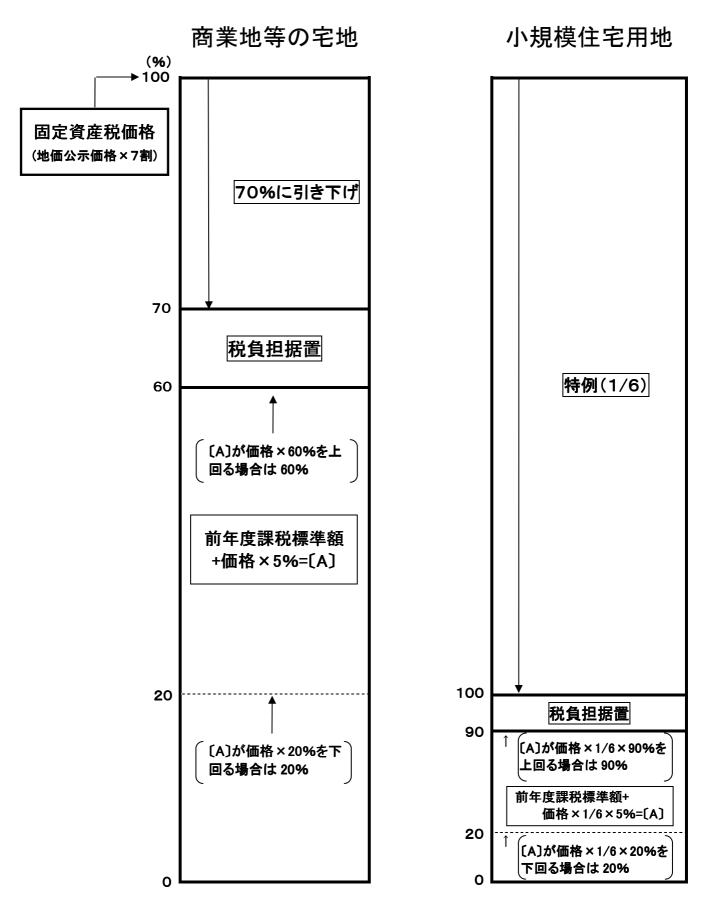
前年度課税標準額に負担水準の区分に応じて一定の調整率を乗じる現行の負担調整 措置を継続します。(一般市街化区域農地に関する特例率(1/3)も継続します。)

(3) 据置年度の価格の修正

土地の価格は原則として、基準年度の価格を3年間据え置きますが、価格を据え置くべき平成25年度および平成26年度において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でない宅地等について、簡易な方法によって価格の修正を行いました。

2. 都市計画税の税負担の調整措置

都市計画税の課税標準額も、固定資産税の負担調整措置と同様の方法により求めます。



(注)住宅用地の据置特例は平成 24 年度及び 25 年度に限った経過的措置であり、平成 26 年度からは据置特例はなくなります。

3. 納税義務者数(現年課税分)の推移

4	F 度	2	0	2	21	2	22	2	23	2	4
区分		人数(人)	前年比(%)								
固定資	産 税	8, 730	100	8, 749	100	8, 793	101	8, 781	100	8, 801	100
都市計	画 税	6, 588	101	6, 605	100	6, 660	101	6, 657	100	6, 675	100

資料: 当初賦課実績

4. 土地の筆数及び家屋棟数(免税点以上)の推移

53

	年 度	2	0	2	21		22		23	24	
区	分	筆棟数	前年比(%)								
土	地(筆)	25, 493	100	25, 427	100	25, 332	100	25, 337	100	25, 384	100
家	屋(棟)	7, 713	100	7, 757	101	7, 778	100	7, 804	100	7, 830	100

資料:平成24年度概要調書第2表、第22表

5. 調定額(現年課税分・免税点以上)・収入済額の推移

(単位:千円・%)

	年	度		19				20			21			
区分	<u></u>		調定額	収入額	調 定 額前 年 比	収入額前年比	調定額	収入額	調 定 額前 年 比	収入額前年比	調定額	収入額	調 定 額前 年 比	収入額前年比
	土	地	327, 393	318, 136	97. 6	97. 3	323, 757	314, 527	98. 9	98. 9	300, 928	293, 113	92. 9	93. 2
	家	屋	456, 542	443, 633	104. 5	104. 2	472, 113	458, 655	103. 4	103. 4	465, 217	453, 136	98. 5	98. 8
固定資産税	小	計	783, 935	761, 769	101. 5	101. 2	795, 870	773, 182	101. 5	101. 5	766, 145	746, 249	96. 3	96. 5
	償却	資産	305, 923	305, 923	100. 1	100. 1	307, 972	307, 972	100. 7	100. 7	313, 997	313, 997	102. 0	102. 0
	合	計	1, 089, 858	1, 067, 692	101. 1	100. 9	1, 103, 842	1, 081, 154	101. 3	101. 3	1, 080, 142	1, 060, 246	97. 9	98. 1
	土	地	48, 782	47, 790	98. 0	97. 9	48, 519	47, 522	99. 5	99. 4	44, 598	43, 776	91. 9	92. 1
都市計画税	家	屋	51, 099	50, 060	106. 3	106. 1	52, 373	51, 296	102. 5	102. 5	50, 615	49, 683	96. 6	96. 9
	合	計	99, 881	97, 850	102. 1	101. 9	100, 892	98, 818	101. 0	101. 0	95, 213	93, 459	94. 4	94. 6

	年 月	ŧ		22				23				24		
区分	\	/	調定額	収入額	調 定 額前 年 比	収入額前年比	調定額	収入額	調 定 額前 年 比	収入額前年比	調定額	収入額	調 定 額前 年 比	収入額前年比
	土	地	293, 214	285, 402	97. 4	97. 4	285, 401	278, 091	97. 3	97. 4	293, 745	/	102. 9	
	家	屋	472, 724	460, 130	101. 6	101. 5	482, 748	470, 383	102. 1	102. 2	473, 580		98. 1	
固定資産税	小	計	765, 938	745, 532	100. 0	99. 9	768, 149	748, 474	100. 3	100. 4	767, 325		99. 9	
	償却	資産	332, 654	332, 654	105. 9	105. 9	338, 056	338, 056	101. 6	101.6	333, 256		98. 6	
	合	計	1, 098, 592	1, 078, 186	101. 7	101. 7	1, 106, 205	1, 086, 530	100. 7	100.8	1, 100, 581		99. 5	
	土	地	43, 542	42, 733	97. 6	97. 6	42, 638	41, 879	97. 9	98. 0	43, 558		102. 2	
都市計画税	家	屋	51, 361	50, 407	101. 5	101. 5	52, 218	51, 290	101. 7	101.8	51, 380		98. 4	
	合	計	94, 903	93, 140	99. 7	99. 7	94, 856	93, 169	100. 0	100. 0	94, 938	/	100. 1	/

資料:決算統計(平成19年度~平成23年度)、当初賦課実績(平成24年度)

6. 土地の概要に関する調

■ 納税義務者数に関する調

	区 分	総	数	法	定	免	税	点	法	定	免	税	点
個人		lhic.	30 .	未	満	Ø	₽	Ø	以	上	Ø	ŧ	Ø
法人の別		(人)			-	(人)					(人)		
個	人		7, 968				1,	685				6,	283
法	人		322					102					220
計	•		8, 290				1,	787				6,	503

資料:平成24年度概要調書第1表

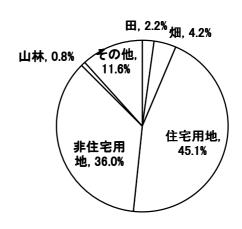
■ 価格等に関する調

_					
`	区 分	地			積
		非課税地積	評価総地積	法定免税点	法定免税点
		グトロネイズにいいて貝	计测松地模	未満のもの	以上のもの
	地 目	(m^2)	(m^2)	(m^2)	(イ) - (ウ) (㎡)
	地日	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
H	一 般 田	118, 445	3, 356, 235	285, 920	3, 070, 315
ш	市街化区域田	12, 719	76, 838	19	76, 819
畑	一 般 畑	122, 288	2, 424, 187	263, 255	2, 160, 932
Ж	市街化区域畑	61, 502	566, 311	6, 267	560, 044
	小規模住宅用地		1, 331, 967	33, 028	1, 298, 939
宅	一般住宅用地		681, 276	985	680, 291
地	商業地等		576, 835	204	576, 631
	計	190, 219	2, 590, 078	34, 217	2, 555, 861
塩	田				
鉱	泉 地				
池	沼	20, 978			
臣	一般山林	242, 945	3, 560, 788	475, 843	3, 084, 945
林	介 在 山 林	29, 550	409, 393	40, 755	368, 638
牧	場				
原	野	55, 246	473, 532	121, 985	351, 547
	ゴルフ場の用地				
雑	遊園地等の用地				
種	鉄 軌 道 用 地	69	324, 131	3	324, 128
地	その他の雑種地	53, 309	680, 129	80, 190	599, 939
	計	53, 378	1, 004, 260	80, 193	924, 067
そ	の 他	3, 651, 108			
合	計	4, 558, 378	14, 461, 622	1, 308, 454	13, 153, 168

地積による地目別構成比

課税標準額による地目別構成比 (法定免税点以上のもの)





決	定	価	格	筆			数	単位当	り価格
総額	法定免税点	法定免税点	(キ)に係る	非 課 税	評価総筆数	法定免税点	法定免税点	平均価格	最高価格
水心 作	未満のもの	以上のもの	課税標準額	筆 数	叮Ш枪手数	未満のもの	以上のもの	(オ) / (イ)	双间侧钳
(千円)	(千円)	(オ)ー(カ)(千円)	(千円)	(筆)	(筆)	(筆)	(コ)ー(サ)(筆)	(円/㎡)	(円/㎡)
(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)	(コ)	(サ)	(シ)	(ス)	(セ)
351, 212	29, 833	321, 379	321, 379	456	4, 084	472	3, 612	105	113
496, 284	301	495, 983	122, 846	56	129	1	128	6, 459	30, 892
146, 108	15, 825	130, 283	130, 283	292	2,810	385	2, 425	60	61
4, 362, 031	35, 073	4, 326, 958	721, 415	269	614	17	597	7, 703	39, 300
36, 409, 715	339, 715	36, 070, 000	5, 986, 356		7, 458	350	7, 108	27, 335	63, 224
9, 212, 318	9, 211	9, 203, 107	3, 055, 635		3, 799	35	3, 764	13, 522	63, 045
10, 343, 935	2, 118	10, 341, 817	7, 214, 791		1, 373	16	1, 357	17, 932	69, 365
55, 965, 968	351, 044	55, 614, 924	16, 256, 782	380	12, 630	401	12, 229	21, 608	69, 365
				16					
172, 945	22, 696	150, 249	150, 249	327	2, 924	663	2, 261	49	51
19, 582	1, 923	17, 659	17, 659	115	525	73	452	48	51
21, 309	5, 489	15, 820	15, 820	217	1, 767	446	1, 321	45	45
903, 096	8	903, 088	632, 161	1	1, 234	1	1, 233	2, 786	3, 176
2, 453, 345	37, 664	2, 415, 681	1, 679, 299	494	1, 748	622	1, 126	3, 607	61, 808
3, 356, 441	37, 672	3, 318, 769	2, 311, 460	495	2, 982	623	2, 359	3, 342	61, 808
				6, 189					
64, 891, 880	499, 856	64, 392, 024	20, 047, 893	8, 812	28, 465	3, 081	25, 384	4, 487	

資料:平成24年度概要調書第2表

7. 宅地に関する調(法定免税点以上)

	区分	地積	決定価格	課税標準額	単位当	り価格	具支供地
		(m²)	(千円)	(千円)	平均価格	最高価格	最高価格地
,	地区別	(ア)	(1)	(ウ)	(イ) / (ア) (円/㎡)	(円/m²)	の所在地
*	繁 華 街						
商業	高度商業地区						
地区	普通商業地区	37, 239	2, 079, 170	1, 021, 280	55, 833	68, 687	中央台2丁目
	計	37, 239	2, 079, 170	1, 021, 280	55, 833	68, 687	
A-	併用住宅地区						
住宅	高級住宅地区						
地区	普通住宅地区	1, 375, 829	42, 665, 886	10, 445, 460	31, 011	54, 300	中央台1丁目
	計	1, 375, 829	42, 665, 886	10, 445, 460	31, 011	54, 300	
_	大工業地区						
工業	中小工業地区						
地区	家内工業地区						
	計						
村	集 団 地 区						
落地	村 落 地 区	1, 134, 564	10, 844, 645	4, 773, 874	9, 558	34, 265	中川 堤下広町
区	計	1, 134, 564	10, 844, 645	4, 773, 874	9, 558	34, 265	
観	光 地 区						
農業	開施設の用に供する宅地	8, 229	25, 223	16, 168	3, 065	6, 403	柏木 谷津下
生	産緑地地区内の宅地						
合	計	2, 555, 861	55, 614, 924	16, 256, 782	21, 760		

資料:平成24年度概要調書第4表

8. 家屋の概要に関する調

区	分	総数	法定免税点	法定免税点	提 示 平 均 価 額 (円)
·	,,,	, I	未満のもの	以上のもの	
納 税 義 務	者(人)	7, 096	185	6, 911	
 棟 数	木 造	6, 393	259	6, 134	木造家屋
14 34	非木造	1, 710	14	1, 696	非木造家屋
(棟)	計	8, 103	273	7, 830	_単位当り価格_ 提示平均価額
 床 面 積	木 造	653, 402	9, 848	643, 554	木造家屋
	非木造	440, 227	348	439, 879	非木造家屋
(m²)	計	1, 093, 629	10, 196	1, 083, 433	
│ │ 決 定 価 格	木 造	15, 217, 450	14, 229	15, 203, 221	
	非木造	17, 300, 422	1, 382	17, 299, 040	
(千円)	計	32, 517, 872	15, 611	32, 502, 261	実際免税点の額
単位当り価格	木 造	23, 290	1, 445	23, 624	200,000円
予仏コソ脳符	非木造	39, 299	3, 971	39, 327	
(円)	計	29, 734	1, 531	29, 999	

資料:平成24年度概要調書第21表、22表

9. 家屋の増減状況の推移

	増減	新	増	築	減		少
年度	項目	木 造	非木造	計	木 造	非木造	計
	棟数(棟)	68	33	101	38	10	48
20	面積(m²)	8, 788	2, 647	11, 435	3, 104	1, 408	4, 512
20	㎡当り単価 (円)	62, 229	77, 802	65, 834	11, 704	27, 436	16, 613
	決 定 価 格 (千 円)	546, 871	205, 942	752, 813	36, 328	38, 630	74, 958
	棟数(棟)	58	83	141	38	5	43
21	面積(m²)	6, 932	10, 477	17, 409	2, 721	446	3, 167
21	㎡当り単価 (円)	66, 310	88, 562	79, 702	12, 800	28, 850	15, 060
	決 定 価 格 (千 円)	459, 662	927, 864	1, 387, 526	34, 828	12, 867	47, 695
	棟数(棟)	48	5	53	41	2	43
22	面積(m²)	6, 061	543	6, 604	2, 650	104	2, 754
22	㎡当り単価 (円)	66, 305	74, 777	67, 002	12, 397	12, 827	12, 414
	決 定 価 格 (千 円)	401, 877	40, 604	442, 481	32, 853	1, 334	34, 187
	棟数(棟)	63	9	72	54	6	60
23	面積(㎡)	6, 907	995	7, 902	3, 964	440	4, 404
20	m ³ 当り単価 (円)	67, 678	72, 379	68, 083	10, 232	12, 752	10, 484
	決 定 価 格 (千 円)	467, 641	70, 353	537, 994	40, 559	5, 611	46, 170
	棟数(棟)	47	20	67	50	6	56
24	面積(㎡)	6, 511	7, 292	13, 803	2, 891	512	3, 403
4 1	㎡当り単価 (円)	45, 693	70, 032	68, 041	12, 690	35, 734	16, 157
	決 定 価 格 (千 円)	428, 495	510, 675	939, 170	36, 686	18, 296	54, 982

資料:平成24年度概要調書第31表~第34表

10. 都市計画税に関する調(法定免税点以上)

	_	価格等	地 積 (千㎡)	決 定 価 格	課 税 標 準 額
区	分		床面積 (m²)	(千円)	(千円)
	¥	宅 地	1, 437	45, 277, 416	19, 142, 906
	宅地等	その他	575	1, 362, 123	954, 652
土地	þ	小 計	2, 012	46, 639, 539	20, 097, 558
	農	地	637	4, 822, 941	983, 517
		計	2, 649	51, 462, 480	21, 081, 075
	木	造家屋	464, 443	11, 824, 242	11, 824, 242
家 屋	非	木造家屋	285, 292	12, 050, 053	12, 045, 635
		計	749, 735	23, 874, 295	23, 869, 877
合		計		75, 336, 775	44, 950, 952

資料:平成24年度概要調書第53表、第54表

11. 償却資産の価格等に関する調

(単位:千円)

								(井匹・111)
1	重			類	決 定 価 格	課税標準額	課税標準の特例 規定を受けるもの	額 の 内 訳 左記以外のもの
—	構	築		物	1, 678, 740	1, 630, 851	35, 502	1, 595, 349
町長が	機械	飞 及	び 🖁	装置	1, 856, 339	1, 850, 925	7, 040	1, 843, 885
	船			舶				
価格等を決定	航	空		機				
決定	車 両	及び	運	搬具	12, 961	12, 961		12, 961
足したも	工具、	器具	及び	備品	793, 145	792, 918	227	792, 691
たもの	調	整		額				
	小			計	4, 341, 185	4, 287, 655	42, 769	4, 244, 886
法第		で臣が値 配分し			20, 183, 954	19, 183, 023		
389 条 関		子県知事 ノ、配分		i格等を :もの	962, 272	962, 272		
タ	小			計	21, 146, 226	20, 145, 295		
法第743条第1項の規定により都道 府県知事が価格等を決定したもの								
合	•			計	25, 487, 411	24, 432, 950		
内	町	分	の	額		24, 432, 950		
訳	県	分	の	額				

資料:平成24度概要調書第70表

12. 国有資産等所在市町村交付金の状況

(ア)調定の状況

(単位:千円・団体)

区 分	価格	算定基準額	金額	団体数
交 付 金	1, 694, 366	391, 773	5, 484	1

(イ) 国有資産等所在市町村交付金の状況

(単位:千円)

区		分	国 有	資 産	公 有	交付金額計	
		JJ	算定標準額	交付金額	算定標準額	交付金額	文刊並 傾可
	住宅	1/6適用			204, 265	2, 859	2, 859
貸付資産	に係る	1/3適用					
資産	もの	2/5適用			187, 508	2, 625	2, 625
	1	住宅以外のもの					
		計	0	0	391, 773	5, 484	5, 484

(注) 1/6適用:小規模住宅用地、1/3適用:一般住宅用地、2/5適用:住宅及び住宅用地

資料:平成24年度概要調書第89表

13. 固定資産基準地等価格一覧表

■ 地価公示価格(基準日:各年1月1日)

(単位:円/m²)

所 在	19	20	21	22	23	24
中央台1丁目14-9	72, 100	76, 100	73, 100	72, 100	72, 200	71, 700
東酒々井一丁目1-217	66, 200	67, 200	64,600	63, 600	63, 300	62,600
酒々井字馬場95-2	34, 700					
中川字苗代場328	60, 400	62, 400	60, 200	59, 200	59,000	58, 100
本佐倉字北押出し263-196	41,800	41,600	38, 800	36, 600	34,600	33, 300
馬橋字中之尾余673-3 (調整区域)	27, 500	24, 800	23, 100	21,800	20, 400	19, 500
下岩橋字作畑262-7	34, 400	31,600	29, 500	28,000	26,600	25, 800
上本佐倉字中宿59-2	35, 500	34, 800	32, 400	30,600	30, 200	29, 400

■ 県基準地価格(基準日:各年7月1日)

(単位:円/㎡)

所 在	19	20	21	22	23	24
中央台2丁目14-10	68, 300	70,000	68, 600	67,600	66, 600	66, 300
上岩橋字岩崎348-5	52, 200	52, 200	50,600	49,600	48, 700	48, 300
東酒々井四丁目4-145	62,000	62,000	60, 100	59, 100	58, 200	57, 600
上本佐倉一丁目6-4	37, 900	36, 700	34, 200	32, 300	31, 100	30,000
尾上字馬場354(調整区域)	10,000	9, 700	9, 200	8,800	8, 400	8, 200

■ 固定資産税基準地等評価額(平成24年1月1日)

基準	地 の 所 在	評価額(円/㎡)
下台字熊野	(町道02-009号線付近)	18, 500
酒々井字下宿	(県道宗吾酒々井線付近)	24, 400
上本佐倉字中宿	(町道02-011 号線 付近)	19, 800
本佐倉北押出し	(成城台団地)	23, 000
本佐倉南押出し	(町道3B-080号線付近)	13, 900
馬橋字中之尾余	(町道3B-141号線付近)	13, 600
尾上字柳作	(国道296号線付近)	12,800
墨字仲之尾余	(町道3B-046号線付近)	5, 900
中川字埜原谷津	(国道51 号線 付近)	41,600
上岩橋字中川	(町道02-005号線付近)	34, 200
柏木字鶴巻	(町道01-003号線付近)	12,000
下岩橋字溜ノ台	(町道01-001号線付近)	26, 100
伊篠字大日	(国道51号線付近)	18, 300
伊篠新田字井戸台	(町道2B-010号線付近)	6,800
上本佐倉一丁目	(国道51 号線 付近)	24, 600
東酒々井一丁目	(町道01-007号線付近)	54, 300
東酒々井三丁目	(町道2B-065号線付近)	38, 900
東酒々井五丁目	(町道01-007号線付近)	41,000
中央台1丁目	(町道01-006号線付近)	60,000
中央台2丁目	(町道02-008号線付近)	47, 400
中央台4丁目	(町道02-008号線付近)	44, 700
ふじき野一丁目	(町道2B-288号線付近)	34, 700